

保険外サービス

1. サービスの内容 (介護保険対象外の訪問介護サービス)

- ①身体介護 外出介助 (散歩、買い物同行、その他) 通院介助 その他
- ②生活援助 買い物代行 掃除 洗濯 その他

2. 料金

サービス提供時間	身体介護・生活援助
15分	1,000円
30分	2,000円
60分	3,500円
90分	5,000円
120分	6,500円
150分	8,000円
180分	9,500円
以降、30分ごとに	2,000円

※身体介護、生活援助共に一律の料金となります。

※事業所からのヘルパーの派遣に往復の交通費はいただきません。その他援助中に必要な交通費は実費をいただきます。

※ご利用者の都合でサービスの中止を申し出た場合、以下の取り消し料金が掛かります。

サービス前日 午後5:30分までの連絡 : 無料

サービス1時間前までの連絡 : 1,000円

サービス1時間前以降または訪問後キャンセル : 2,000円

(料金表・交通費・キャンセル料)

要介護1～要介護5	単位	地域単価 (円)	利用料金	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
※特定事業所加算(Ⅱ)を適用						
身体介護						
20分未満(身体01)	179	11.40	2,040	205	409	613
20分以上30分未満(身体1)	268	11.40	3,055	306	611	917
30分以上1時間未満(身体2)	426	11.40	4,856	486	972	1,457
1時間以上1時間30分未満(身体3)	624	11.40	7,113	713	1,424	2,135
以降30分増すごとに算定	90	11.40	1,026	103	206	308
生活援助						
20分以上45分未満(生活2)	197	11.40	2,245	234	450	675
45分以上60分未満(生活3)	242	11.40	2,758	277	533	829
身体介護中心に引き続いて行う生活援助						
20分以上30分未満+	340	11.40	3,876	388	776	1,163
20分以上45分未満(身体1+生活1)						
20分以上30分未満+	412	11.40	4,696	470	940	1,409
45分以上60分未満(身体1+生活2)						
20分以上30分未満+	484	11.40	5,517	552	1,104	1,656
60分以上(身体1+生活3)						
30分以上60分未満+	498	11.40	5,677	568	1,136	1,704
20分以上45分未満(身体2+生活1)						
30分以上60分未満+	570	11.40	6,498	650	1,300	1,950
45分以上60分未満(身体2+生活2)						
初回加算	200	11.40	2,280	228	456	684
緊急時訪問介護加算	100	11.40	1,140	114	228	342

※料金は、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

※特定事業所加算とは、国が定めた基準に対して適合している訪問介護事業所に限り一定の単位数を加算するという制度になります。

※上記の利用料金に加え、**処遇改善加算(Ⅰ)13.7%**、**特定処遇改善加算(Ⅰ)6.3%**、**介護職員等ベースアップ等支援加算2.4%**として、1ヶ月の介護報酬総単位数×22.4%(加算率)×11.40(単価)×1割(又は2割、3割)が加算されます。令和6年5月31日まで適応

令和6年6月1日より、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップが一本化される為、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)が適応となり、1ヶ月の介護報酬総単位数×24.5%(加算率)×11.40(単価)×1割(又は2割、3割)が加算されます。

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合に算定されます。

※緊急時訪問介護加算は、利用者からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認められた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画書にない訪問介護（身体介護）を行った場合に算定されます。

※高齢者虐待防止措置未実施減算とは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※業務継続計画未策定減算とは、感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。＜経過措置1年間（※）令和7年4月1日から適用＞業務継続計画未策定減算施設・居住系サービス所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の2倍の料金をいただきます。

※平成30年8月より一定の所得以上（合計所得金額220万円以上、単身で年金収入のみの場合は340万円以上）のご利用者（第1号被保険者）は3割負担となります。

※料金は、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

※基本料金に対して早朝、夜間、深夜料金が加算されます。

早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～午後10時）は25%増しとなります。

深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

(交通費)

前記3のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(キャンセル料)

直前のキャンセルの場合には下記のキャンセル料をいただきます。

前日 午後5：30までに連絡、当日一時間以上前	無料
当日 訪問1時間前までの連絡	介護保険にて定める料金の30%
当日 訪問1時間前以降または、訪問時キャンセル	介護保険にて定める料金の50%

(介護予防 料金表)

介護予防 要支援1 要支援2 事業対象者	単位	単価(円)	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サービス（Ⅰ） 週1回月額	1,176	11.40	13,406	1,341	2,682	4,022
訪問型独自サービス（Ⅱ） 週2回月額	2,349	11.40	26,778	2,678	5,356	8,034
訪問型独自サービス（Ⅲ） 週3回月額	3,727	11.40	42,484	4,249	8,498	12,747
初回加算	200	11.40	2,280	228	456	684

※料金は、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

※上記の利用料金に加え、処遇改善加算(I)13.7%、特定処遇改善加算(I)6.3%、介護職員等ベースアップ等支援加算として2.4%、1ヶ月の介護報酬総単位数×22.4%(加算率)×11.40(単価)×1割(又は2割、3割)が加算されます。令和6年5月31日まで適応

令和6年6月1日より、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップが一本化される為、介護職員等処遇改善加算(I)が適応となり、1ヶ月の介護報酬総単位数×24.5%(加算率)×11.40(単価)×1割(又は2割、3割)が加算されます。

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合に算定されます。

※平成30年8月より一定の所得以上(合計所得金額220万円以上、単身で年金収入のみの場合は340万円以上)のご利用者(第1号被保険者)は3割負担となります。

※料金は、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

(キャンセル料)

キャンセルの場合には出来るだけ前日にご連絡下さい。直前のキャンセルの場合には下記のキャンセル料をいただきます。

連絡先 03-5318-3729 午前8時30分時～午後5時30分

前日午後5:30までに連絡・当日一時間以上前	無料
当日 訪問1時間前以降または、訪問時キャンセル	300円

「居宅利用料金表」

居宅介護	単位	地域単価(円)	利用料金(円)	負担額(円)
身体介護が中心の場合				
所要時間 30分未満	256	11.40	2,918	292
所要時間 30分以上1時間未満	404	11.40	4,606	461
所要時間 1時間以上1時間30分未満	587	11.40	6,691	669
所要時間 1時間30分以上2時間未満	669	11.40	7,627	763
所要時間 2時間以上2時間30分未満	754	11.40	8,596	860
所要時間 2時間30分以上3時間未満	837	11.40	9,542	954
所要時間 3時間以上	921	11.40	10,854	1,085
所要時間 3時間以降 30分増す毎	83	11.40	946	95
家事援助が中心の場合				
所要時間 30分未満	106	11.40	1,208	121
所要時間 30分以上45分未満	153	11.40	1,744	174
所要時間 45分以上1時間未満	197	11.40	2,245	225
所要時間 1時間以上1時間15分未満	239	11.40	2,725	273
所要時間 1時間15分以上1時間30分未満	275	11.40	3,135	314
所要時間 1時間30分	311	11.40	3,545	355
所要時間 1時間30分以降 30分増す毎	35	11.40	399	40

通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合				
所要時間 30 分未満	256	11.40	2,918	292
所要時間 30 分以上 1 時間未満	404	11.40	4,606	461
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	587	11.04	6,691	669
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満	669	11.40	7,627	763
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	754	11.40	8,596	860
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満	837	11.40	9,542	954
所要時間 3 時間以上	921	11.40	10,854	1,085
所要時間 3 時間以降 30 分増す毎	83	11.40	946	95
加算等				
初回加算	200	11.40	2,280	228
緊急時対応加算(月 2 回を限度)	100	11.40	1,140	114

「重度利用料金表」

重度訪問介護	単位	地域単価(円)	利用料金(円)	負担額(円)
所要時間 1 時間未満	186	11.40	2,120	212
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	277	11.40	3,158	316
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満	369	11.40	4,207	421
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	461	11.40	5,255	526
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満	553	11.40	6,304	630
所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満	644	11.40	7,342	734
所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満	736	11.40	8,390	839
所要時間 4 時間以上 8 時間未満	821	11.40	9,359	936
所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増す毎	85	11.40	969	97
所要時間 8 時間以上 12 時間未満	1,505	11.40	17,157	1,716
所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増す毎	85	11.40	969	97
所要時間 12 時間以上 16 時間未満	2,184	11.40	24,897	2,490
所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増す毎	81	11.40	913	91
所要時間 16 時間以上 20 時間未満	2,834	11.40	32,307	3,231
所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増す毎	86	11.40	980	99
所要時間 20 時間以上 24 時間未満	3,520	11.40	40,128	4,013
所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増す毎	80	11.40	912	92
加算等				
初回加算	200	11.40	2,280	228
緊急時対応加算(月 2 回を限度)	100	11.40	1,140	114

※料金は、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

※上記の利用料金に加え、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として居宅(27.4%)重度(20.0%)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)として居宅(5.5%)重度(5.5%)、介護職員等ベースアップ等支援加算として(居宅介護 4.5%、重度訪問介護 4.5%) 加算されます。

令和 6 年 5 月 31 日まで適応

居宅介護 : 1 ヶ月の介護報酬総単位数×37.4% (加算率) ×11.40 (単価) ×負担額) が加算されます。

重度訪問介護 : 1 ヶ月の介護報酬総単位数×30% (加算率) ×11.40 (単価) ×負担額) が加算されます。

令和 6 年 6 月 1 日より、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップが一本化される為、福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)が適応となり、1 ヶ月の報酬総単位数×40.2% (居宅介護)、32.8% (重度訪問介護) ×11.40 (単価) ×1 割が加算されます。

※初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した居宅介護員等と同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護等を行う場合又は他の居宅介護員等が介護を行う際に同行した場合に算定されます。

※緊急時対応加算は、利用者や身元引受人・連帯保証人からの要請を受けて、サービス提供責任者が相談支援事業所と連携を図り、相談支援事業所が必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の居宅介護員等が居宅サービス計画書にない居宅介護(身体介護)を行った場合に算定されます。

※1 人の居宅介護員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと 2 人の居宅介護職員等でサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額となります。

※外出時の移動中の介護において居宅介護職員に公共交通機関の交通費、入場料等が必要な場合、その実費はご利用者負担となります。(サービス利用時、その都度ご負担いただきます。)

※ご利用者又は家族等による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、利用者の担当の相談支援事業所に連絡を行い、相談することがあります。

※料金は、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

※基本料金に対して早朝、夜間、深夜料金が加算されます。

早朝(午前 6:00~8:00)、夜間(午後 6:00~午後 10:00)は 25%増しとなります。

深夜(午後 10:00~午前 6:00)は 50%増しとなります。

(交通費)

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です

通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護に要した交通費はその実額を徴収します。

(キャンセル料)

急なキャンセルの場合には出来るだけ前日にご連絡下さい。直前のキャンセルは下記のキャンセル料をいただきます。 連絡先 03-5318-3729 午前 8:30~午後 5:30

前日 午後 5:30 までに連絡、当日 1 時間以上前	無料
当日 訪問 1 時間前までの連絡	基本料金の 50%
当日 訪問 1 時間前以降または、訪問後キャンセル	基本料金の全額

(移動支援 利用料金表)

移動支援 (介護あり) 【日中のみ】

移動支援 (介護なし) 【日中のみ】

サービス内容略称	算定	サービス内容略称	算定
	単位		単位
移動 (介護あり) 日中0.5	255	移動 (介護なし) 日中0.5	105
移動 (介護あり) 日中1.0	402	移動 (介護なし) 日中1.0	196
移動 (介護あり) 日中1.5	584	移動 (介護なし) 日中1.5	274
移動 (介護あり) 日中2.0	666	移動 (介護なし) 日中2.0	343
移動 (介護あり) 日中2.5	750	移動 (介護なし) 日中2.5	412
移動 (介護あり) 日中3.0	833	移動 (介護なし) 日中3.0	481
移動 (介護あり) 日中3.5	916	移動 (介護なし) 日中3.5	550
移動 (介護あり) 日中4.0	999	移動 (介護なし) 日中4.0	619
移動 (介護あり) 日中4.5	1,082	移動 (介護なし) 日中4.5	688
移動 (介護あり) 日中5.0	1,165	移動 (介護なし) 日中5.0	757
移動 (介護あり) 日中5.5	1,248	移動 (介護なし) 日中5.5	826
移動 (介護あり) 日中6.0	1,331	移動 (介護なし) 日中6.0	895
移動 (介護あり) 日中6.5	1,414	移動 (介護なし) 日中6.5	964
移動 (介護あり) 日中7.0	1,497	移動 (介護なし) 日中7.0	1,033
移動 (介護あり) 日中7.5	1,580	移動 (介護なし) 日中7.5	1,102
移動 (介護あり) 日中8.0	1,663	移動 (介護なし) 日中8.0	1,171
移動 (介護あり) 日中8.5	1,746	移動 (介護なし) 日中8.5	1,240
移動 (介護あり) 日中9.0	1,829	移動 (介護なし) 日中9.0	1,309
移動 (介護あり) 日中9.5	1,912	移動 (介護なし) 日中9.5	1,378
移動 (介護あり) 日中10.0	1,995	移動 (介護なし) 日中10.0	1,447
移動 (介護あり) 日中10.5	2,078	移動 (介護なし) 日中10.5	1,516

※1人の居宅介護員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の居宅介護職員等でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額となります。

※外出時の移動中の介護において居宅介護職員に公共交通機関の交通費、入場料等が必要な場合、その実費はご利用者負担となります。(サービス利用時、その都度ご負担いただきます。)

※ご利用者又は家族等による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、利用者の担当の相談支援事業所に連絡を行い、相談することがあります。

※料金は、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

※基本料金に対して早朝、夜間、深夜料金が加算されます。

早朝 (午前6:00~8:00)、夜間 (午後6:00~午後10:00) は25%増しとなります。

深夜 (午後10:00~午前6:00) は50%増しとなります。

(交通費)

移動支援に要した交通費はその実額を徴収します。

(キャンセル料)

急なキャンセルの場合には出来るだけ前日にご連絡下さい。直前のキャンセルは下記のキャンセル料をいただきます。

前日 午後 5 : 00 までに連絡、当日 1 時間以上前	無料
当日 訪問 1 時間前までの連絡	基本料金の 50%
当日 訪問 1 時間前以降または、訪問後キャンセル	基本料金の全額